

湯河原町宿泊税条例施行規則をここに公布する。

令和8年1月14日

湯河原町長

内藤喜文

湯河原町規則第1号

湯河原町宿泊税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、湯河原町宿泊税条例（令和7年湯河原町条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(宿泊料金)

第3条 条例第2条第5号に規定する規則で定める金額は、宿泊者が宿泊施設の宿泊に関して支払うべき金額（当該宿泊に対する補助金、助成金その他これらに類するものとして宿泊者以外の者から当該宿泊に関して支払うべき金額を含む。）から次に掲げる額を除いた金額とする。

- (1) 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用その他これらに類する行為の対価に相当する額
- (2) 消費税、地方消費税、入湯税その他の税に相当する額
- (3) 立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして町長が認めるものに相当する額

2 前項第1号に掲げる飲食に相当する額を明確に分離できない場合の飲食に相当する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額に乗じた額とみなす。

- (1) 1泊につき朝食が1回提供されるとき 100分の10
- (2) 1泊につき夕食が1回提供されるとき 100分の40
- (3) 1泊につき朝食及び夕食がそれぞれ1回提供されるとき 100分の50

(課税免除)

第4条 条例第4条第2号に規定する学校における修学旅行その他教育上の見地から行われる行事に参加している者とは、当該学校が学校又は学年単位で実

施する行事に参加する児童、生徒及びこれらに準ずる者並びにこれらの引率者とする。

2 条例第4条第4号に規定する公益上その他の事由により規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害において災害ボランティア活動証明書等により復興支援活動に無償で参加したことが確認できる者

(2) その他町長が特に必要と認める者

（特別徴収義務者の指定の通知）

第5条 町長は、条例第7条第2項の規定による指定をしたときは、宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）に対し、宿泊税特別徴収義務者指定通知書（様式第1号）により通知するものとする。

（特別徴収義務者の申告等）

第6条 条例第8条第1項に規定する申告書は、宿泊税特別徴収義務者申告書（様式第2号）とする。

2 町長は、前項の申告書を受理したときは、当該申告書を提出した者に対し、宿泊税特別徴収義務者申告受理通知書（様式第3号）を交付するものとする。

3 条例第8条第2項の規定による申告は、宿泊税特別徴収義務者異動申告書（様式第4号）により行うものとする。

4 条例第8条第3項から第5項までの規定による届出は、宿泊施設営業（休止・再開・廃止）届出書（様式第5号）により行うものとする。

（納税管理人の申告等）

第7条 条例第9条第1項の規定による納税管理人に係る申告又は承認申請は、宿泊税納税管理人（申告・承認申請）書（様式第6号）により行うものとする。

2 町長は、前項の規定による承認申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、宿泊税納税管理人（承認・不承認）通知書（様式第7号）によりその旨を当該特別徴収義務者に通知するものとする。

3 条例第9条第2項の規定による認定の申請は宿泊税納税管理人選任免除認定申請書（様式第8号）により、異動の届出は宿泊税特別徴収義務者異動申告書により行うものとする。

4 町長は、前項の規定による申請があったときは、その認定又は不認定を決定し、宿泊税納税管理人選任免除（認定・不認定）通知書（様式第9号）によりその旨を当該特別徴収義務者に通知するものとする。

（申告納入の方法）

第8条 条例第10条第1項の規定による宿泊税の申告及び納入は、宿泊税納入申告書（様式第10号）及び宿泊税納入書（様式第11号）により行うものとする。

2 宿泊税の申告及び納入は、宿泊施設ごとに行わなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

（申告期限の特例の要件等）

第9条 条例第10条第2項本文の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 次項の申請書を提出した日の属する月（以下「申請月」という。）の前12月間（以下「要件適用期間」という。）における宿泊税の納入すべき金額の宿泊施設ごとの合計額が360万円以下であること。
 - (2) 条例第10条第3項の規定による承認の取消しを受けた者にあっては、当該取消しの日から1年を経過していること。
 - (3) 要件適用期間において、宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。
 - (4) 要件適用期間において、町税に係る徴収金を滞納していないこと。
 - (5) 申請月の12月前の月の初日までに、宿泊施設の経営を開始し、かつ、条例第8条第1項の申告書を提出していること。
 - (6) 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。
- 2 条例第10条第2項本文の規定による承認を受けようとする者は、宿泊税納入申告書の提出期限等の特例承認申請書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、宿泊税納入申告書の提出期限等の特例適用者（承認・不承認）通知書（様式第13号）によりその旨を当該特別徴収義務者に通知するものとする。
- 4 町長は、条例第10条第3項の規定による承認の取消しは、宿泊税納入申告書の提出期限等の特例適用者承認取消通知書（様式第14号）により行うものとする。

（更正及び決定の通知）

第10条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第733条の16第4項の規定による通知は、宿泊税（更正・決定）通知書（様式第15号）により行うものとする。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等）

第11条 条例第12条第1項の規定による宿泊税額に相当する額の還付又は宿泊税額の納入義務の免除の申請は、徴収不能額等の還付又は納入義務の免除申請書（様式第16号）に、条例第12条第2項に規定する書類を添付して行わなければならない。

2 条例第12条第4項の規定による特別徴収義務者への通知は、徴収不能額等の還付又は納入義務の免除決定通知書（様式第17号）により行うものとする。

（帳簿及び書類の電磁的記録による保存等）

第12条 条例第14条又は第15条に規定する関係帳簿又は関係書類に係る電磁的記録又は電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムの備付け及び保存をしようとする特別徴収義務者は、この規則に定めるもののほか、地方税法施行

規則（昭和29年総理府令第23号。以下この条において「法施行規則」という。）
第25条及び第26条の規定の例により、備付け及び保存をしなければならない。

- 2 条例第14条第3項の規則で定める関係書類は、宿泊税の関係書類のうち、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類とする。
- 3 条例第14条第3項の規則で定める装置は、スキヤナとする。
- 4 条例第15条第3項の規則で定める場合は、法施行規則第26条第3項に規定する場合に相当する場合とする。

（更正の請求）

第13条 法第20条の9の3第3項に規定する更正請求書は、宿泊税更正請求書（様式第18号）とする。

（賦課徴収）

第14条 宿泊税の賦課徴収については、この規則に定めるものほか、湯河原町税条例施行規則（昭和51年湯河原町規則第5号）の定めるところによる。

（その他）

第15条 この規則に定めるものほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第5条から第7条までの規定は、公布の日から施行する。
(納入申告書の提出期限の特例に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間における第9条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	提出した日	提出した日（令和8年7月1日から令和9年3月31日までの間に限る。）
	12月間（以下「要件適用期間」という。）	3月間
	360万円	90万円
第3号	要件適用期間	条例の施行の日から申請月の前月の末日までの間
第4号	要件適用期間	申請月の前12月間
第5号	条例第8条第1項の	条例附則第4項の規定により条例第8条第1項の規定の例による

様式第1号（第5条関係）

宿泊税特別徴収義務者指定通知書

年　　月　　日

様

湯河原町長　印

湯河原町宿泊税条例第7条第2項の規定により、次のとおり宿泊税の特別徴収義務者に指定したので、湯河原町宿泊税条例施行規則第5条の規定により、次のとおり通知します。

指 定 番 号			
特 別 徹 収 義 務 者	住 所 (所在地)		
	氏 名 (名 称)		
宿 泊 施 設	所 在 地		
	名 称		
指 定 の 理 由			

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、湯河原町長に対し審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に湯河原町を被告として（湯河原町長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、当該審査請求に係る裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に係る裁決の日から起算して1年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第2号(第6条関係)

宿泊税特別徴収義務者申告書

年　月　日

湯河原町長 様

納税者(特別徴収義務者)

住(居)所(所在地)

氏　名(名　称)

個人番号又は法人番号()

電話番号

湯河原町宿泊税条例第8条第1項の規定により、次のとおり申告します。

宿泊施設	所 在 地					
	ふりがな 名 称					
	電 話 番 号					
	概 要	延床面積 m ²	客室数	室	収容人数	人
	営業開始(予定)日	年　月　日				
営業許可等	住 所 (所 在 地)					
	ふりがな 氏 名 (名 称)					
	営 業 種 別	ホテル・旅館・簡易宿所・民泊				
	許可(届出)番号					
施設所有者	住 所 (所 在 地)					
	ふりがな 氏 名 (名 称)					
	電 話 番 号					
書類送付先	住 所 (所 在 地)	〒				
	ふりがな 氏 名 (名 称)					
	電 話 番 号					
備 考						

様式第3号（第6条関係）

宿泊税特別徴収義務者申告受理通知書

年　月　日

住所(所在地)

氏名(名称) 様

湯河原町長 印

湯河原町宿泊税条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり通知します。

指 定 番 号		
特別徴収義務者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名称)	
宿 泊 施 設	所 在 地	
	名 称	
備 考		

様式第4号（第6条関係）

指 定 番 号	
---------	--

宿泊税特別徴収義務者異動申告書

年　月　日

湯河原町長 様

納税者(特別徴収義務者)

住(居)所(所在地)

氏　名(名　称)

個人番号又は法人番号()

電話番号

湯河原町宿泊税条例第8条第2項の規定により、次のとおり申告します。

宿泊施設	所在 地		
	名 称		
	電話番号		
変更年月日	年　月　日		
変更項目	特別徴収義務者・施設・営業許可等・施設所有者・書類送付先 その他()		
変更内容	変更前	変更後	

様式第5号（第6条関係）

指定番号		
宿泊施設営業（休止・再開・廃止）届出書		
年　月　日		
湯河原町長 様		
納税者（特別徴収義務者）		
住（居）所（所在地）		
氏　名（名　称）		
個人番号又は法人番号（　　）		
電話番号		
湯河原町宿泊税条例第8条第3項から第5項までの規定により、次のとおり届け出ます。		
特別徴収義務者	住　所 (所在地)	〒
	氏　名 (名　称)	
	個人番号 (法人番号)	
	電話番号	
宿泊施設	所　在　地	〒
	名　称	
	電話番号	
申告区分	休止・再開・廃止	
休止期間	年　　月	日から
	年　　月	日まで
再開又は廃止の日	年　　月	日
休止又は廃止の理由		

様式第6号（第7条関係）

指 定 番 号

宿泊税納税管理人（申告・承認申請）書

年 月 日

湯河原町長 様

納税者（特別徴収義務者）

住（居）所（所在地）

氏 名（名称）

個人番号又は法人番号（ ）

電話番号

宿泊税の納税管理人を定め、又は変更したことについて、湯河原町宿泊税条例第9条第1項の規定により、次のとおり（申告・承認申請）します。

区分	新納税管理人	旧納税管理人（変更の場合）
住所（所在地）		
氏名（名称）		
電話番号		
宿泊施設	所在地	
	名称	
	電話番号	
承認申請の場合の理由		

様式第7号（第7条関係）

指 定 番 号

宿泊税納税管理人（承認・不承認）通知書

年 月 日

(特別徴収義務者)

住所（所在地）

氏名（名称） 様

湯河原町長 印

湯河原町宿泊税条例施行規則第7条第2項の規定により、宿泊税の納税管理人として次のとおり（承認・不承認）することを決定しましたので通知します。

宿泊施設	所在地	
	名称	
納税管理人	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	
不承認の場合の理由		

様式第8号（第7条関係）

指 定 番 号	
---------	--

宿泊税納税管理人選任免除認定申請書

年 月 日

湯河原町長 様

納税者(特別徴収義務者)

住(居)所(所在地)

氏 名(名 称)

個人番号又は法人番号()

電話番号

湯河原町宿泊税条例第9条第2項の規定により、宿泊税の納税管理人の選任を要しないことの認定について、次のとおり申請します。

宿泊施設	所 在 地	
	名 称	
	電話番号	
選任を要しない理由		

様式第9号（第7条関係）

指 定 番 号	
---------	--

宿泊税納税管理人選任免除（認定・不認定）通知書

年 月 日

(特別徴収義務者)

住所（所在地）

氏名（名称） 様

湯河原町長 印

年 月 日付けで申請のありました納税管理人の選任免除について、
湯河原町宿泊税条例施行規則第7条第4項の規定により、次のとおり（認定・不認定）
することを決定しましたので通知します。

特別徴 収義 務者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名称)	
宿 泊 施 設	所 在 地	
	名 称	
不認定の場合の理由		

様式第10号（第8条関係）

指定番号

宿泊税納入申告書

年月日

湯河原町長様

納税者（特別徴収義務者）

住（居）所（所在地）

氏名（名称）

個人番号又は法人番号（ ）

電話番号

宿泊税の納入について、湯河原町宿泊税条例第10条第1項の規定により申告します。

宿泊施設	所在			
	名称			
年 月分	区分	①宿泊数	②税率	①×②税額
	宿泊料金 (1人1泊)	50,000円未満 50,000円以上	泊 泊	300円 500円
	A 課税対象	泊	納入すべき 金額	円
	B 課税対象外	泊		
	C 総宿泊数 (A+B)	泊		
年 月分	区分	①宿泊数	②税率	①×②税額
	宿泊料金 (1人1泊)	50,000円未満 50,000円以上	泊 泊	300円 500円
	A 課税対象	泊	納入すべき 金額	円
	B 課税対象外	泊		
	C 総宿泊数 (A+B)	泊		
年 月分	区分	①宿泊数	②税率	①×②税額
	宿泊料金 (1人1泊)	50,000円未満 50,000円以上	泊 泊	300円 500円
	A 課税対象	泊	納入すべき 金額	円
	B 課税対象外	泊		
	C 総宿泊数 (A+B)	泊		

この申告書は、前月中の宿泊について記載し、毎月末までに提出してください。ただし、湯河原町宿泊税条例第10条第2項の規定による承認を受けているときは、3月、6月、9月及び12月の末日までに提出してください。

様式第11号（第8条関係）

市町村コード 143847	宿泊税納入済通知書 ㊞												
神奈川県 湯河原町													
口座番号	加入者												
特別徴収義務者													
住所（所在）													
氏名（名称）													
宿泊施設名等													
指定番号													
申告年月				申告区分									
				申告更正決定									
税額 01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
延滞金 02													
03													
04													
合計額 05													
納期限 指定期限 機関名 (取りまとめ店)				領 收 日 付 印									
取りまとめ店													
上記のとおり通知します。（市町村保管）													

市町村コード 143847	宿泊税納入書（原符） ㊞												
神奈川県 湯河原町													
口座番号	加入者												
特別徴収義務者													
住所（所在）													
氏名（名称）													
宿泊施設名等													
指定番号													
申告年月				申告区分									
				申告更正決定									
税額 01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
延滞金 02													
03													
04													
合計額 05													
納期限 日計				領 收 日 付 印									
上記のとおり納付します。（金融機関保管）													

市町村コード 143847	宿泊税領収証書 ㊞												
神奈川県 湯河原町													
口座番号	加入者												
特別徴収義務者													
住所（所在）													
氏名（名称）													
宿泊施設名等													
指定番号													
申告年月				申告区分									
				申告更正決定									
税額 01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
延滞金 02													
03													
04													
合計額 05													
納期限 日付 印				領 收 日 付 印									
上記のとおり領収しました。（納税者保管）													
◎この納入書は、3連1組となってい ますので、切り離さずに提出してくだ さい。													
納付場所 神奈川・千葉・埼玉・茨城・栃木 ・群馬・山梨の各県内及び東京都内の ゆうちょ銀行・郵便局													

様式第12号（第9条関係）

指 定 番 号

宿泊税納入申告書の提出期限等の特例承認申請書

年 月 日

湯河原町長 様

納税者(特別徴収義務者)

住(居)所(所在地)

氏 名(名 称)

個人番号又は法人番号()

電話番号

湯河原町宿泊税条例第10条第2項の規定による納入申告書の提出期限等の特例について、次のとおり承認を受けたいので申請します。

宿泊施設	所 在 地			
	名 称			
	経営開始年月日	年	月	日
特例の適用を受けようとする税額	年	月分 (月末日納期分)	以後の税額	
要件適用期間における申告納入すべき宿泊税額の施設ごとの合計額				円
旅館業法(昭和23年法律第138号)による営業許可日又は住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)による届出日	年	月	日	許可番号又は届出番号

注1 「要件適用期間」とは、この申請書を提出する日の属する月の前12月間をいいます。

2 次のいずれかに該当する場合には、承認を受けることができません。

- (1) 湯河原町宿泊税条例第10条第3項の規定による承認の取消しを受けてから、1年を経過していない場合
- (2) 要件適用期間において、宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けたことがある場合
- (3) 要件適用期間において、町税に係る徴収金に滞納がある場合

様式第13号（第9条関係）

指 定 番 号

宿泊税納入申告書の提出期限等の特例適用者（承認・不承認）通知書

年 月 日

（特別徴収義務者）

住所（所在地）

氏名（名称） 様

湯河原町長 印

年 月 日付けで申請のありました宿泊税納入申告書の提出期限等の特例適用について（承認・不承認）しましたので、湯河原町宿泊税条例施行規則第9条第3項の規定により通知します。

宿泊施設	所 在 地	
	名 称	
特例の適用を受ける税額	年 月分（ 月末日納期分）以後の税額	
不承認の場合の理由		

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、湯河原町長に対し審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に湯河原町を被告として（湯河原町長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、当該審査請求に係る裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に係る裁決の日から起算して1年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第14号（第9条関係）

指 定 番 号	
---------	--

宿泊税納入申告書の提出期限等の特例適用者承認取消通知書

年 月 日

(特別徴収義務者)

住所（所在地）

氏名（名称） 様

湯河原町長 印

湯河原町宿泊税条例第10条第3項の規定により、次のとおり宿泊税納入申告書の提出期限等の特例承認を取り消したので通知します。

宿 泊 施 設	所 在 地	
	名 称	
特例の適用を受けないこととなる税額	年 月分（月末日納期分）	以後の税額
取 消 し の 理 由		

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、湯河原町長に対し審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に湯河原町を被告として（湯河原町長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、当該審査請求に係る裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に係る裁決の日から起算して1年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第15号（第10条関係）

(表)

指定番号

宿泊税（更正・決定）通知書

年 月 日

(特別徴収義務者)

住所（所在地）

氏名（名称） 様

湯河原町長 印

地方税法第733条の16第1項から第3項までの規定により、次のとおり（更正・決定）しましたので、同条第4項の規定により通知します。

宿泊施設	所 在 地				
	名 称				
更正・決定の理由					
区 分	更正・決定の額			既に納入の確定した宿泊税額	差引増減額
	税 率	宿泊数	税 額		
年 月分	300 円	泊	円	円	円
	500 円	泊	円	円	円
小 計		泊	円	円	円
年 月分	300 円	泊	円	円	円
	500 円	泊	円	円	円
小 計		泊	円	円	円
年 月分	300 円	泊	円	円	円
	500 円	泊	円	円	円
小 計		泊	円	円	円
この通知により納入すべき宿泊税額					円①
加 算 金 額	区 分	割 合	金 額		
	過 ・ 不 ・ 重		円②		
合計 (①+②)	円	納 期 限	年	月	日

注 加算金額の区分 過：過少申告加算金、不：不申告加算金、重：重加算金

(裏)

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、湯河原町長に対し審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に湯河原町を被告として（湯河原町長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、当該審査請求に係る裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に係る裁決の日から起算して1年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第16号（第11条関係）

指定番号

徴収不能額等の還付又は納入義務の免除申請書

年月日

湯河原町長様

納税者(特別徴収義務者)

住(居)所(所在地)

氏名(名称)

個人番号又は法人番号()

電話番号

宿泊税額に相当する額の還付又は宿泊税額の納入義務の免除について、湯河原町宿泊税条例第12条第1項の規定により、還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明する書類を添付の上、次のとおり申請します。

宿泊施設	所在 地			
	名 称			
申 請 の 区 分		還 付 ・ 納 入 義 務 の 免 除		
還付又は納入義務の免除を受けようとする年月分			年 月 分	
納入すべき税額等	税 率	300 円	500 円	合計
	宿 泊 数	泊	泊	泊
	税 額	円	円	円
還付・納入義務免除を受けようとする税額等	税 率	300 円	500 円	合計
	宿 泊 数	泊	泊	泊
	税 額	円	円	円
申 請 の 理 由				

様式第17号（第11条関係）

指定番号

徴収不能額等の還付又は納入義務の免除決定通知書

年 月 日

(特別徴収義務者)

住所（所在地）

氏名（名称） 様

湯河原町長 印

年 月 日付けで申請のありました宿泊税額に相当する額の還付又は宿泊税額の納入義務の免除について、次のとおり決定したので、湯河原町宿泊税条例施行規則第11条第2項の規定により通知します。

申請の区分	還付・納入義務の免除
決定の内容	申請額どおり承認する・一部承認する・不承認
宿泊施設	所在地
	名称
申請受理日	年 月 日
申請の年月	年 月分
申請した税額	円
還付又は納入義務免除を決定した額	円
一部承認又は不承認と決定した理由	
備考	

様式第18号（第13条関係）

指定番号

宿泊税更正請求書

年月日

湯河原町長様

納税者(特別徴収義務者)

住(居)所(所在地)

氏名(名称)

個人番号又は法人番号()

電話番号

宿泊税額の更正について、地方税法第20条の9の3第3項の規定により、次のとおり請求します。

宿泊施設	所在 地	
	名 称	
更正の請求の対象		年 月分
更正の請求をする理由 その他参考となる事項		

更正の請求内容詳細

更正の請求前	区分		①宿泊数	②税率	①×②税額
	宿泊料金 (1人1泊)	50,000円未満 50,000円以上	泊	300円 500円	円 円
	A 課税対象		泊	納入すべき 金額	円
	B 課税対象外		泊		
	C 総宿泊数 (A+B)		泊		
更正の請求後	区分		①宿泊数	②税率	①×②税額
	宿泊料金 (1人1泊)	50,000円未満 50,000円以上	泊	300円 500円	円 円
	A 課税対象		泊	納入すべき 金額	円
	B 課税対象外		泊		
	C 総宿泊数 (A+B)		泊		

この請求書は請求の対象月ごとに作成が必要です。請求対象が複数の月に及ぶ場合は、対象となる月ごとに本書を作成してください。更正の請求内容詳細欄の記入方法は、宿泊税納入申告書（様式第10号）と同じです。「更正の請求前」の欄には既に申告済みの内容を記載してください。